

定速度は下り 69.9km/h, 上り 69.6km/h となる。

2 **平均速度** 列車の平均の速さをいう。すなわちある駅間の距離をその間の運転時間で割ったものである。

3 **進入速度** 列車が停車場に進入するときの速さをいう。転轍器(てんでつき)の制限速度, 通票受授などのため途中の速度より低いのが普通である。

4 **通過速度** 列車がある箇所を通過するときの速さをいう。

5 **計画速度** 実際の運転速度に対し運転計画上の速度をいう。一般には運転線図を画くことにより力学的に求めている。

6 **経済速度** 燃料消費量・電力量・車両の使用効率などを考慮した場合に最も経済となるような列車の運転速度をいう。

7 **均衡速度(バランシング・スピード balancing speed)** 動力車の引張力と列車抵抗とがひとしくなったときの速度をいう。この場合加速度はゼロとなるから, 速度は上りもせず下りもせず等速度運転をつづける。つりあい速度とも称されている。

8 **臨界速度(クリティカル・スピード critical speed)** 蒸気機関車の有効引張力と運転速度との関係は, 動力車引張力の項に示した図-1 のように低速度においてはシリンダ引張力または粘着力に, ある速度以上においてはボイラ引張力に制限される。この場合シリンダ引張力または粘着力をもって運転する最高速度を臨界速度と称している。すなわち同図においてシリンダ引張力または図示粘着力とボイラ引張力との交点における速度が臨界速度である。臨界速度は機関車形式・燃焼率・使用炭種などによって異なるが 15~35km/h である。

9 **ブレーキ初速度** ブレーキを使用し始めるときの速度をいう。

10 **ブレーキ減速度** ブレーキの作用によって列車の運転速度が低下するときの時間的割合をいう。km/h/sec をもって表わすのが普通である。ブレーキ減速度はブレーキ管減圧量・ブレーキ初速度・車両の種類・ブレーキ率・線路状態などによって異なるが, 電車の場合 2.0~3.5km/h/sec, 旅客列車の場合 1.5~2.5km/h/sec, 貨物列車の場合 0.5~1.0km/h/sec である。→動力車引張力。(西谷 暇)

**うんでんつうこくけん 運転通告券** (英) operation notice card 駅長から列車の車掌と機関士とに運転上の重要事項を通知する場合に用いる券片である。

運転上の通告事項は, 万一聞き誤りをしたり忘れると重大な結果を招く恐れがあるので, 正確を期するため, つぎの事柄を駅長から車掌または機関士に通告するときは, この運転通告券の様式

運 転 通 告 券			
年 月 日			
第	列車	車掌	機関士
種 別	通 告 要 旨	発 行 者	駅 長
閉そく方式 閉そく区間	駅 間	式 法	施 行
運 転 線 路 更 変	駅 間	線 運 転	に 更 変
進 入 線 路 更 変	駅 間	線	に 更 変
信 号 機 不 良	駅通過信号機不良		
	駅 間第	号	閉そく信号機不良
代 用 手 信 号	駅	信 号 機	代 用 手 信 号 現 示
そ の 他			

券を使用することになっている。

- 1 閉そく方式または閉そく区間を変更するとき。
- 2 列車の運転時刻を変更するとき。
- 3 牽引(けんいん)定数を臨時に変更するとき。
- 4 列車を運転させる線路を変更するとき。
- 5 列車を進入させる線路の変更を予告するとき。
- 6 列車を臨時に徐行させる旨を予告するとき。
- 7 信号機の不良を予告するとき。
- 8 信号機の現示を停止して, 代用手信号による旨を予告するとき。
- 9 濃霧運転・吹雪運転を行うときまたはこれを解除するとき。
- 10 その他とくに重要と認める事項を予告するとき。(三和達忠)

**うんでんてつづき 運転手続** 列車の運転を計画するときは, まず運転時刻・運転区間・運転月日等を決定し, これにもとづいて運転線路の指定・停車場における発着線・構内作業方・解結制限・その他列車運転上必要な事項を指定する。これらの運転上必要な列車取扱方を運転手続と称している。

定例の事項については列車取扱方としてつぎのような事項が指定され, 列車運転時刻表に付記されている。

- 1 列車番号
- 2 列車の発着線
- 3 必要ある場合は運転線路
- 4 補助機関車の使用方
- 5 期日を限り運転または運転を休止する列車の指定
- 6 閉塞(へいそく)区間併合の区間および列車
- 7 併結運転の列車および区間
- 8 貨車の解結制限
- 9 連結車数制限
- 10 その他列車取扱方について指示しなければならない事項

また臨時列車運転等の場合に他の列車に影響があれば, その臨時列車の取扱方だけでなく, 影響ある列車の定例の取扱方を変更する事項をも指示しなければならない。この場合はおおむね一時的なものであるため, 所管鉄道管理局の局報で指示されるのが通例である。(内田富彦)

**うんでんとうけい 運転統計** 各種列車・車両の運転成績・使用成績・乗務員作業成績ならびに運転事故統計等, およそ運転系統に属する業務統計を総称する場合と, 運転キロならびに石炭・電力・流動燃料・油脂等の消費成績を主眼とする, いわゆる狭義の運転成績に関する諸統計を指す場合とがある。狭義の運転統計は機関士運転報告・気動車運転士運転報告・電車運転キロ日報等を基礎資料として, 日々調査集計して業務運営の資とされ利用度も多岐にわたるが, 運転キロは人・トンキロとともに鉄道事業における仕事量を代表するものとして, また石炭・電力・流動燃料等の消費成績は, 鉄道事業用物件費中の大宗をなす, いわゆる動力費の消長を示す消費統計として重視される。(一条幸夫)

**うんでんとりあつかい 運転取扱心得** 国鉄の運転取扱の基準は運輸省令日本国有鉄道運転規則をもって定められているが, この規則は, 原則的に取扱基準が規定されているものであって, 現場従事員の実際の取扱については, 解釈・判断を容易にするために具体的に明示する必要がある。また取扱の細部にわたり指示を要するものもあるので, 国鉄では総裁達として運輸省令に規定されている事項を含めて, べつに従事員の列車または車両の運転取扱方を規定したものが運転取扱心得